

大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務(R2-1)

に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

詳細は、「大型 MICE 施設に係る地域公共交通検討業務(R2-1) 仕様書」に記載。

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 過去に沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去に同種の調査を受託し、実施したことがあること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(4)の要件を満たすこと。

3 企画提案書等の提出

- (1) 本業務に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

令和2年10月12日(月)～令和2年10月19日(月)12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室 担当:柘植(つげ)
電話 098-866-2045 FAX 098-866-2448

ウ 提出方法

質問票(様式1)を、持参、郵送(到着確認が可能な手段に限る)又はFAXにより提出

(FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

エ 回答方法

令和2年10月21日(水)までに交通政策課ホームページにて回答する。

(2) 応募申込書・企画提案書の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

令和2年10月12日(月)～令和2年10月26日(月) 12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

応募申込書(様式2)を持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)又はFAXにより提出

(FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

4 ヒアリングについて

(1) ヒアリング対象者の選定(第1次審査)

ア 企画提案者が多い場合、別紙2の評価基準に基づく審査により5社程度を選定し、ヒアリング(第2次審査)を実施する。

イ 対象者の選定結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

(2) ヒアリングの実施(第2次審査)

ア 実施場所

沖縄県庁内会議室

イ 実施予定期間

令和2年10月30日(金)午前を予定

注)実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

ウ 出席者

配置予定の管理技術者及び担当技術者の中から3名以内。

(3) その他

ア ヒアリング時の追加資料は受理しない。

イ ヒアリングにおいては、提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ 新型コロナウイルスの影響によっては、ヒアリングは行わず書面のみで選定する場合もある。

5 委託予定業者の選定

(1) 委託予定業者の選定方法

大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務(R2-1)選定委員会(以下、「委員会」という。)による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を委託予定業者として選定する。

(2) 委員会における評価基準

別紙2による。

(3) 結果の通知

選定結果は、ヒアリング対象者全員にすみやかに通知する。

(4) 契約の締結

委員会で選定された企画提案書の企画提案者と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次の企画提案者を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案者のみに通知する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成 3 年沖縄県条例第15条)第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。